

令和7年度「鳥獣被害対策体制整備支援事業」業務委託仕様書

本仕様書は、千葉県が「鳥獣被害対策体制整備支援事業」を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 件名 「鳥獣被害対策体制整備支援事業」業務委託

2 業務の目的・概要

千葉県ではイノシシ等による農作物被害が県北部へと拡大しており、県北地域の市町村においては鳥獣被害対策の実施体制を整備することが急務となっている。また、以前からイノシシ被害が発生している県中南部の市町村においても、農作物被害が高止まりとなっており、被害を減少させるためには被害対策の再整備が必要となっている。

そこで、鳥獣被害対策実施隊の設置や地域ぐるみの鳥獣対策の展開など、市町村における鳥獣対策の実施体制整備を支援することを目的に本事業を実施する。

3 委託料の上限

14,383,600円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 業務委託期間

業務委託契約締結日から令和8年3月17日まで

5 委託業務等の内容

（1）委託内容

ア 市町村体制整備支援業務

対象とする市町村の鳥獣被害対策の実施体制整備の実情に応じ、各市町村において以下の①から⑤の全部または一部を組み合わせる実施すること。なお、対象市町村は以下の11市町村とし、かつ、対象市町村で実施する①から⑤の事項の延べ数は①6以上、②6以上、③5以上、④4以上、⑤3以上とすること。対象市町村における実施事項の組合せは千葉県と受託者で協議の上、決定するものとする。

対象市町村：多古町、長生村、長南町、館山市、君津市、野田市、白井市、富里市、酒々井町、芝山町、御宿町

実施事項

- ①有害鳥獣の生息状況や被害状況について現地調査等に基づく分析を行い、対策を提案する。
- ②市町村職員等を対象にした、行政による体制整備の意義や手法の研修会を開催する。
- ③地域ぐるみの対策に取り組むための集落説明会・集落診断会を開催する。
- ④鳥獣被害対策実施隊等の対策の担い手の人選や組織づくりに係る支援を行う。なお、実施隊を設置済みの市町村の場合は、活動内容の充実を図るために必要な助言や

支援を行う。

- ⑤実施隊員や集落住民等の防護・捕獲等の被害対策技術を向上させるための研修会を開催する。

イ 優良事例視察研修会業務

県内外の鳥獣被害対策の優良事例について、市町村担当者等を対象とした視察研修会を開催する。研修会の条件は以下のとおりとする。

- ①市町村職員等25名程度が出席できるよう、小・中型バス程度の車両を使用すること。
- ②行政、猟友会、地元集落等の鳥獣被害対策における各関係者の役割分担が理解できる視察内容とすること。
- ③地域ぐるみの取組など鳥獣被害対策の体制整備の重要性を理解できる内容とすること。

(2) 実施時期の留意点

前項(1)アの業務については、対象市町村と協議し契約期間内に業務を遂行できるよう計画的に実施すること。

(3) 講師等について

本業務において研修会等を開催する場合は、講師は鳥獣被害対策の指導者として経験年数が5年以上、または講義内容に関する講師歴が3年以上あるなど、講師として十分な技能と経験を有する者を選定すること。

(4) 事業の進行管理について

受託者は毎月末に当月の業務の遂行状況及び翌月の実施計画について千葉県へ報告を行うこと。

(5) その他

ア 本委託には、関係者との連絡調整、会場の調達、車両の借り上げ、資料・教材作成、講師派遣の手配、現地研修に係る経費等の事業に係る準備から終了までの一連の業務が含まれること。

(6) 事業完了報告等について

ア 事業完了してから30日以内又は令和8年3月17日のいずれか早い期日までに事業完了報告書及び当該業務委託に係る収支決算報告書を提出すること。

イ 前項アの事業完了報告書には、対象市町村ごとに本事業の成果及び次年度の課題を記載すること。

ウ また、本事業終了後に次年度以降の本事業に対する提案を報告すること。

エ 本事業の中で研修会を開催した場合は、受講者に提供した資料を成果物として提出すること。

(7) 契約に当たっての主な留意事項

ア 契約の締結に当たって、県と受託者で協議を行い、必要に応じて内容の一部を調整又は変更する場合がある。

イ 成果品の著作権については、著作権法第27条及び第28条の規定による権利も

含めて千葉県に無償譲渡するものとする。ただし、当該成果品を受託者が利用する場合は、千葉県の承認を得るものとする。また、受託者は成果品に関する著作権人格権を行使するときは、千葉県の承認を得るものとする。なお、成果品に受託者が既に著作権を保有しているものが組み込まれている場合は、当該著作物の著作権は、受託者に帰属するものとする。

ウ 契約に当たっては、千葉県財務規則（以下「規則」という。）第99条第1項の規定により、契約金額の百分の十以上の契約保証金が必要となる。

ただし、規則第99条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されることがある。

エ 当該事業について、他の団体に一括して再委託することはできない。

オ 受講者から得た情報は「個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）」に基づき適切に取り扱うこと。

カ 契約に当たって提出する見積書には、本仕様書5の（1）のアに記載する実施事項①～⑤の項目ごとに金額の内訳を記載すること。

6 委託経費の対象となる経費

対象となる経費は、事業の実施に必要となる経費（旅費、通信運搬費、消耗品費、印刷製本費、謝金、保険料、借上料、事業実施のための人件費等）とし、事業終了後の事業実施報告書の作成経費を含む。

なお、本事業の委託費によって備品等財産を取得することはできない。

7 事業成果の帰属等

（1）本事業は、県の委託事業であることから、事業成果は千葉県が継承する。

（2）本事業に関して知り得た情報は、契約期間にかかわらず決して第三者に漏らしてはならない。

8 契約変更

業務委託契約書第6条に規定する委託者と受託者による協議事項は、次のとおりとする。

（1）本仕様書5の（1）のアに記載する実施事項の延べ数に変更が生じた場合。

（2）本仕様書5の（1）のイに記載する研修会に変更が生じた場合。

（3）履行期限の変更が生じた場合。

（4）その他

9 その他事項

（1）仕様変更

やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には予め県と協議の上、承認を得ること。

(2) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。

(3) 県への連絡

受託者は、本業務を実施するにあたり、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県へ連絡すること。

(4) その他

採用になった企画案は、必要に応じて一部変更する場合があること。